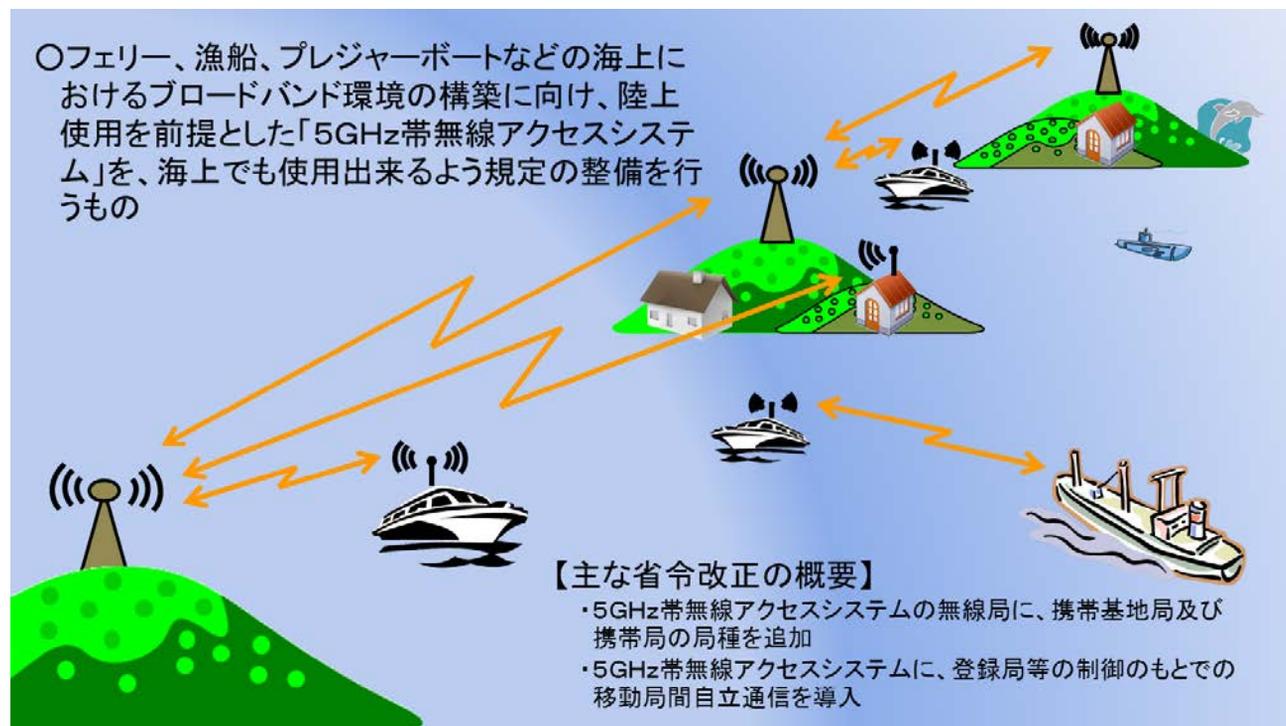


5GHz帯無線アクセスシステムの利用拡大

【改正の概要】

- 5GHz帯無線アクセスシステムは、無線LANの中でも高出力のもの。登録制度により、現在、約8,000局が運用している。
- 一方、沿岸海域において、安価・簡便に使用できるブロードバンドシステムが求められている。
- このことから、船舶相互間などで、安価・簡便に使用できる無線通信システムとして、5GHz帯無線アクセスシステムを海上で利用できるよう検討したもの。
- 「5GHz帯無線アクセスシステムの海上伝搬路における周波数共用技術の検討」(電波利用料財源技術試験事務：H21-22年度の2年間)により、当該システムの海上での有効性を確認。
- 以上のことから、今回、5GHz帯無線アクセスシステムを海上で利用できるよう、電波法関係省令及び関係告示の一部改正を行うもの。

○フェリー、漁船、プレジャーボートなどの海上におけるブロードバンド環境の構築に向け、陸上使用を前提とした「5GHz帯無線アクセスシステム」を、海上でも使用出来るよう規定の整備を行うもの



○主な省令改正事項

省令	改正内容
電波法施行規則	<ul style="list-style-type: none"> ・5GHz帯無線アクセスシステムの無線局に携帯局等を追加 ・登録の対象とする無線局等に5GHz帯無線アクセスシステムの携帯局等を追加
無線設備規則	<ul style="list-style-type: none"> ・5GHz帯無線アクセスシステムの携帯局等の技術的条件を追加 ・5GHz帯無線アクセスシステムに登録局等の制御のもとでの移動局間自立通信を導入
特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> ・5GHz帯無線アクセスシステムの携帯局等を技術基準適合証明等の対象に追加